

農業集落排水工事届出様式集

(令和6年4月1日)

【宅地内排水から公共マスへ接続する工事】

集落排水設備新設等確認申請

公共マスが設置されていれば、宅地内の排水工事を確認申請によって行うことができます。

施工できるのは、深谷市下水道指定工事店に限ります。

①農業集落排水設備新設等確認申請書(2部提出)

【添付書類】

- ◆案内図 ◆排水設備配置図(平面図)
- ◆材料調書

※ 既設管を使用する場合、「既設管使用願」の添付が必要です。

※ 申請者以外が所有する土地の公共マスへ排水管を接続する場合、「土地等使用承諾書」の添付が必要です。

②農業集落排水設備等完了届(1部提出)

【添付書類】

- ◆案内図 ◆排水設備配置図(出来形)
- ◆材料調書(出来形)

③集落排水処理施設使用(開始・休止・廃止・変更)届(1部提出)

集落排水使用開始日を決めます。

使用開始日から水道使用量(汚水排水量)に応じた集落排水使用料金が発生します。